令和2年度(2020年度)第3回宗谷保健医療福祉圏域連携推進会議 議事録

- **1. 日 時** 令和2年(2020年)10月14日(水) 17:30~18:30
- 2. 場 所 稚内保健所 2階6号会議室

稚内保健所地域支所(オンライン会場)

管内市町村役場 (オンライン会場)

- 3. 議 題 (1) 北海道医療計画宗谷地域推進方針(2020年度版)について
 - (2) 北海道医療計画の中間見直しについて
 - (3) 医師をはじめとする医療従事者確保について【重点課題】
 - (4) 在宅医療の確保について【重点課題】

4. 議事

(1) 議題1 北海道医療計画宗谷地域推進方針(2020年度版)について

ア 事務局(齋藤課長)から資料1に基づき説明

(特記事項)

・北海道総合在宅事業団 稚内訪問看護ステーション 古川委員より以下の意見をいただいた。 古川委員) 資料1の小児医療体制の実績数値において「小児の訪問看護を実施している訪問 看護事業所数(か所)」について、「0」ではなく、「1」である。

(14~15年前から稚内訪問看護ステーションでは小児の訪問看護を実施している。)

イ 質疑応答(有・無)

(2) 議題2 北海道医療計画の中間見直しについて

ア 事務局(其谷主幹)から資料2~資料2-3に基づき説明

(特記事項)

・稚内消費者協会 菅原委員より以下の意見をいただいた。

菅原委員) 消費者の観点から、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業(支援)計画に 対して発言する。

資料2-3に書いているとおり、地域包括ケアシステムの構築と運用に向けて、介護法117条2項に従い市町村が計画する上で策定する「日常生活圏域(認知症対応型共同生活介護などの地域密着型のサービスを住み慣れた地域で利用できるよう、計画的な整備を進めるため、中学校区を基本に、介護保険施設などの設置状況、人口、鉄道、幹線道路などの交通機関の整備状況等を総合的に勘案して設定する圏域。)」の設定根拠(妥当性)の検証、当該圏域を単位とした現状と課題の整理、事業実績、新たな計画(需要予測も含む)となっているか否かの検証が必要と考えられる。

平成17年(2005年)の改正の際、地域密着型サービスを市町村が導入する上で「日常生活圏域」というものをそれぞれが設定して、それをサービスの最小

単位の一つとして、地域住民が住み慣れた環境の中でサービスを受けることができるということを行ってきた。

「日常生活圏域」というものは設定されてから15年以上経過している。その間、地域も様変わりしていると思われるし、人口減少や高齢化によって生活圏域の仕様が変わってきていると考える。

道内でも、生活圏域の見直しというものを図ってきている市町村があるとの情報がある。このような意味でも、「日常生活圏域」の設定の根拠を道として、市町村に対して指導していってほしい。

色々と意見交換を行っていただき、この生活圏域内でのサービスバランス、 様々なサービスが連続的に利用できるかどうか、エリア(生活圏域)間の格差は ないのかどうかの検証していただき、消費者にとって、不利益を被らない地域つ くりを進めてほしい。

生活圏域は中学校区を一単位として考えることや、移動距離が30分圏内であること等で取り決められている。この圏域内としてのサービス提供体制として、妥当であるかどうかを管内の市町村ごとに検証していくのが必要だと考える。消費者が馴染みのある地域で介護サービスを受けれる環境を整えることを大きな指針として、今後計画の策定を進めていただきたい。

イ質疑応答(有・無)

[以下、非公開として開催]